

# 福岡県公報

平成二十九年十二月十九日  
第三千九百五十二号  
増刊  
①

## 目次

### 規 則 (第五十五号・五十六号)

- 福岡県児童福祉関係費用徴収規則の一部を改正する規則 (児童家庭課) ……………一
- 知事が取り扱う個人情報情報の保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則 (県民情報広報課) ……………八

### 選挙管理委員会

- 長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定の一部改正

(市町村支援課) ……………一〇

## 規 則

福岡県児童福祉関係費用徴収規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十九年十二月十九日

福岡県知事 小川 洋

### 福岡県規則第五十五号

福岡県児童福祉関係費用徴収規則の一部を改正する規則

福岡県児童福祉関係費用徴収規則 (昭和五十一年福岡県規則第五十六号) の一部を次のように改正する。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第 1 (第 3 条関係)

児童入所施設徴収金基準額表

各月初日の措置児童等の属する世帯の階層区分		入所施設	母子生活支援施設、児童心理治療施設通所部及び自立援助ホーム		
階層区分	定義	徴収金基準額 (月額)	徴収金基準額 (月額)		
A	生活保護法 (昭和25年法律第144号) による被保護世帯 (単給世帯を含む。) 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成 6 年法律第30号) による支援給付受給世帯	0円	0円		
B	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯	2,200	1,100		
C1	A階層及びD階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であつて、その市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	均等割の額のみ (所得割の額のない世帯)	4,500	2,200	
C2		所得割の額がある世帯	6,600	3,300	
D1	A階層及びB階層を除き前年度の所得税課税世帯であつて、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	15,000円以下	9,000	4,500	
D2		15,001円から 40,000円まで	13,500	6,700	
D3		40,001円から 70,000円まで	18,700	9,300	
D4		70,001円から 183,000円まで	29,000	14,500	
D5		183,001円から 403,000円まで	その月のその措置児童等に係る措置費等の支弁額 (全額徴収。ただし、その額が41,200円を超えるときは41,200円とする。)	20,600	
D6		403,001円から 703,000円まで	その月のその措置児童等に係る措置費等の支弁額 (全額徴収。ただし、その額が54,200円を超えるときは54,200円とする。)	その月のその入所世帯に係る措置費等の支弁額 (全額徴収。ただし、その額が27,100円を超えるときは27,100円とする。)	
D7		703,001円から 1,078,000円まで	その月のその措置児童等に係る措置費等の支弁額 (全額徴収。ただし、その	その月のその入所世帯に係る措置費等の支弁額 (全額徴収。ただし、その額が	

		額が68,700円を超えると きは68,700円とする。)	34,300円を超えると きは34,300円とする。)
D8	1,078,001円から 1,632,000円まで	その月のその措置児童等 に係る措置費等の支弁額 (全額徴収。ただし、その 額が85,000円を超えると きは85,000円とする。)	その月のその入所世帯に 係る措置費等の支弁額(全 額徴収。ただし、その額が 42,500円を超えるときは 42,500円とする。)
D9	1,632,001円から 2,303,000円まで	その月のその措置児童等 に係る措置費等の支弁額 (全額徴収。ただし、その 額が102,900円を超える ときは102,900円とす る。)	その月のその入所世帯に 係る措置費等の支弁額(全 額徴収。ただし、その額が 51,400円を超えるときは 51,400円とする。)
D10	2,303,001円から 3,117,000円まで	その月のその措置児童等 に係る措置費等の支弁額 (全額徴収。ただし、その 額が122,500円を超える ときは122,500円とす る。)	その月のその入所世帯に 係る措置費等の支弁額(全 額徴収。ただし、その額が 61,200円を超えるときは 61,200円とする。)
D11	3,117,001円から 4,173,000円まで	その月のその措置児童等 に係る措置費等の支弁額 (全額徴収。ただし、その 額が143,800円を超える ときは143,800円とす る。)	その月のその入所世帯に 係る措置費等の支弁額(全 額徴収。ただし、その額が 71,900円を超えるときは 71,900円とする。)
D12	4,173,001円から 5,334,000円まで	その月のその措置児童等 に係る措置費等の支弁額 (全額徴収。ただし、その 額が166,600円を超える ときは166,600円とす る。)	その月のその入所世帯に 係る措置費等の支弁額(全 額徴収。ただし、その額が 83,300円を超えるときは 83,300円とする。)
D13	5,334,001円から 6,674,000円まで	その月のその措置児童等 に係る措置費等の支弁額 (全額徴収。ただし、その 額が191,200円を超える ときは191,200円とす る。)	その月のその入所世帯に 係る措置費等の支弁額(全 額徴収。ただし、その額が 95,600円を超えるときは 95,600円とする。)
D14	6,674,001円以上	全額徴収	全額徴収

備

考

1 この表のC<sub>1</sub>階層における「均等割の額」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、C<sub>2</sub>階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7及び第314条の8並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第6項の規定は適用しないものとする。）の額をいう。

なお、同法第323条に規定する市町村住民税の減免があつた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。

2 この表のD<sub>1</sub>～D<sub>14</sub>階層における「所得税の額」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）、平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」及び平成24年6月25日障発0625第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「控除廃止の影響を受ける負担上限月額額の算定等（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」の規定によつて計算された所得税の額をいう。

ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。

- (1) 所得税法第78条第1項（同条第2項第1号、第2号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）及び第3号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）に規定する寄附金に限る。）、第92条第1項及び第95条第1項から第3項まで
- (2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項、第6項及び第24項、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第5項及び第6項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第3項並びに第41条の19の4第1項及び第3項
- (3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条、所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）附則第59条第1項、第60条第1項並びに所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第76条第1項、第77条第1項及び第2項、第80条、第81条並びに第82条第1項

3 この表の「入所施設」とは、児童養護施設、障害児入所施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院及び肢体不自由児を入所させる指定医療機関、助産施設、ファミリーホーム及び里親をいう。

4 児童の属する世帯の階層がB階層と認定された世帯であつても、次に掲げる世帯である場合には、上表の規定にかかわらず、当該階層の徴収金基準額は0円とする。

- (1) 「単身世帯」……扶養義務者のいない世帯（自立援助ホームの入所児童は単身世帯とみなす。）
- (2) 「母子世帯等」……母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第17条及び第31条の7に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯
- (3) 「在宅障害児（者）（社会福祉施設に措置された児童（者）、法第21条の5の3の規定により障害児通所支援を受ける児童、法第24条の2の規定により障害児入所施設を利用する児童、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第6条に規定する自立支援給付の受給者（同法第5条第6項、第7項及び第12項から第14項までのサービスに係るものに限る。）及び同法附則第22条第1項に規定する特定旧法受給者を除く。）のいる世帯」

……次に掲げる児（者）を有する世帯をいう。

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者

イ 「療育手帳について」（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）別紙「療育手帳制度要綱」に規定する療育手帳の交付を受けた者

- ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に規定する特別児童扶養手当の支給対象児及び国民年金法（昭和34年法律第141号）に規定する国民年金の障害基礎年金の受給者
- エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
- (4) 「その他の世帯」……保護者の申請に基づき、生活保護法に規定する要保護者等特に困窮していると法第56条の規定により都道府県又は市町村の長が認めた世帯
- 5 第3条第3項の適用については、措置児童等の属する世帯の扶養義務者が、法第21条の5の2に規定する障害児通所給付費又は法第24条の2に規定する障害児入所給付費を支給されている場合、当該措置児童等の世帯に係る徴収金基準額については、「児童入所施設に係る徴収金基準額+児童入所施設に係る徴収金基準額×0.1×（当該世帯における施設入所児童の人数－1）」を当該世帯に係る上限（当該世帯における施設入所児童のうち、徴収金基準額が全額徴収若しくは日割りである場合又は児童自立支援施設通所部若しくは児童心理治療施設通所部の徴収金基準額である場合は、当該世帯における施設入所児童の徴収金基準額の合算額を当該世帯の上限額とする。なお、法第21条の5の2に規定する障害児通所給付費又は法第24条の2に規定する障害児入所給付費を支給されている児童等に係る徴収金基準額は、「障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金について（平成19年12月18日厚生労働省発障第1218002号厚生労働事務次官通知）」等の徴収金基準額とする。）とし、その額がその月の利用者負担額（法第24条の7に規定する食事の提供に要した費用及び居住に要した費用並びに法第21条の5の28に規定する肢体不自由児通所医療又は法第24条の20に規定する障害児入所医療に係る利用者負担を含む利用者負担の上限額（実際に利用者負担として支払った額が上限額を下回る場合は当該支払った額とする。）をいう。以下同じ。）を上回る場合は、その額と障害児施設の利用者負担額との差額を児童入所施設に係る徴収金基準額とし、障害児施設の利用者負担額が当該世帯の上限額を上回る場合は、児童入所施設に係る徴収金基準額は0円とする。
- 6 里親又はファミリーホームに委託されている児童及び児童養護施設又は母子生活支援施設に入所している児童が、児童心理治療施設へ通所する場合の通所に係る徴収金基準額は0円とする。
- 7 助産施設における助産の実施については次のとおりである。
- (1) 法第22条に規定する助産施設における助産の実施は、その妊産婦が次のいずれかに該当するときは行わないものとする。
- ア その妊産婦の属する世帯の階層区分がD階層であるとき。ただし、真にやむを得ない特別の理由があるときはD階層のうち所得税の額が8,400円までの場合、行っても差し支えない。
- イ その妊産婦の属する世帯の階層区分がA階層又はB階層である場合を除いて、その妊産婦が社会保険の被保険者、組合員又は被扶養者でその社会保険において出産育児一時金等の出産に関する給付を受けることができる額（医学的管理の下における出産について、特定出産事故に係る事故が発生した場合において、出生者の養育に係る経済的負担の軽減を図るための補償金の支払に要する費用の支出に備えるための保険契約（出生者等に対し、総額3,000万円以上の補償金を支払う契約）が締結されており、かつ、特定出産事故に関する情報の収集、整理、分析及び提供の適正かつ確実な実施のための措置を講じている場合に、その保険料相当額として支払われる額を除く。以下「出産一時金」という。）が、404,000円以上であるとき。
- (2) 入所妊産婦に係るこの表の適用については、その出産一時金の額にB階層にあつては20%、C階層にあつては30%、D階層のうち所得税の額が8,400円までの場合にあつては50%をそれぞれ乗じて得た額をこの表の徴収金基準額に加えるものとする。
- なお、この表の徴収金基準額は、その入所した日から退所した日までの期間に係る基準額とみなす。
- 8 乳児院への短期入所措置に係る負担金については、この表の徴収金基準額にかかわらず、同表のC1階層からD3

階層（ただし、所得税の額が60,000円以下の場合）までは日額1,000円、D3階層（ただし、所得税の額が60,001円以上の場合）からD13階層までは日額2,000円とし、これに入所措置の日数を乗じて得た額を当該措置児に係る負担金の額とする。

なお、A階層及びB階層については0円、D14階層については全額徴収とする。

## 別表第 2 (第 3 条関係)

施設	措置児童等に係る算定額
児童養護施設、児童自立支援施設、福祉型障害児入所施設、児童心理治療施設（通所部を含む。）、乳児院、母子生活支援施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム又は里親	<p>(次の算式によつて得られる額)</p> <p>措置児童等についての当該施設の事務費の月額保護単価 (乳児、1・2歳児、年少児、特別指導費及びボイラー技士雇上費の単価を含み、民間施設給与等改善費、社会的養護処遇改善加算、施設機能強化推進費、単身赴任手当加算費、入所児童(者)処遇特別加算費、第三者評価受審費加算費、賃借費加算費、除雪費、降灰除去費、保育機能強化加算費の単価を除く。以下同じ。) + 事業費の各費目(里親手当を除く。以下同じ。)のその月の当該措置児童等につき支弁した額の合算額</p> <p>ただし、措置児童等の在籍日数が1か月未満である場合は、<math>[(措置児童等についての当該施設の事務費の月額保護単価 + 事業費の各費目のうち月額保護単価により支弁した額の合算額) \div その月の日数] \times その月の措置児童等在籍日数 + 月額保護単価により支弁した費目以外の事業費の支弁した額の合算額</math></p>
医療型障害児入所施設、肢体不自由児を入所させる指定医療機関又は助産施設	<p>(次の算式によつて得られる額)</p> <p>事業費の各費目のその月の当該措置児童等につき支弁した額の合算額</p> <p>ただし、措置児童等の在籍日数が1か月未満である場合は、<math>(事業費の各費目のうち月額保護単価により支弁した額の合算額 \div その月の日数) \times その月の措置児童等在籍日数 + 月額保護単価により支弁した費目以外の事業費の支弁した額の合算額</math></p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

知事が取り扱う個人情報保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十九年十二月十九日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第五十六号

知事が取り扱う個人情報保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

知事が取り扱う個人情報保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規則（平成十七年福岡県規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

第一条の次に次の一条を加える。

（収集制限に係る個人情報）

第一条の二 条例第三条第三項第七号ハの規則で定める心身の機能の障がい、次に掲げる障害とする。

一 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）別表に掲げる身体上の障害

二 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）にいう知的障害

三 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）にいう精神障害（発達障害者支援法（平成十六年法律第六十七号）第二条第二項に規定する発達障害を含み、前号に掲げるものを除く。）

四 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者の日常生活及び

社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第四条

第一項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度で

あるもの

様式第一号を次のように改める。

様式第1号(第2条関係)

事務番号	個人情報取扱事務登録簿		
事務の種別	事務開始日	事務廃止日	
部局名	所管課室所名	登録主務課名	

個人情報取扱事務の名称
個人情報取扱事務の目的
収集する個人情報の類型

処理形態	手作業処理	電子計算機処理	電子計算機等の結合による提供(オンライン結合)の有無
------	-------	---------	----------------------------

個人情報の項目名								
基本的事項	①	個人識別符号	②	氏名	③	性別	④	生年月日・年齢
	⑤	住所	⑥	電話番号	⑦	本籍・国籍	⑧	メールアドレス
	⑨		⑩		⑪		⑫	
身体の状況	①	身体状況(収集制限に係るものを除く)	②	容姿	③		④	
家庭生活	①	親族関係	②	婚姻歴	③	家族状況	④	居住状況
	⑤		⑥		⑦		⑧	
社会生活	①	職業・職歴	②	学歴・学歴	③	資格	④	賞罰
	⑤	成績・評価	⑥	地位	⑦		⑧	
資産・収入	①	資産状況	②	収入状況	③	納税状況	④	公的扶助
	⑤	取引状況	⑥		⑦		⑧	
その他	①	趣味	②		③		④	
	⑤		⑥		⑦		⑧	
	⑨		⑩		⑪		⑫	

収集制限に係る個人情報	①	思想・信条及び宗教	②	人種及び民族	③	社会的差別の原因となる社会的身分	④	犯罪歴
	⑤	犯罪により害を受けた事実	⑥	病歴	⑦	刑事事件に関する手続	⑧	少年の保護事件に関する手続
	⑨	心身の機能の障がい	⑩	健康診断等の結果	⑪	指導・診察・調剤等に関する情報		
収集する理由及び根拠法令等								

特定個人情報						
特定個人情報収集の有無	特定個人情報ファイルの保有の有無	特定個人情報保護評価の種類	全項目評価	重点項目評価	基礎項目評価	

個人情報の主な収集先			
本人	本人以外	実施機関内での利用	本人以外から収集する根拠(条例第3条第4項該当号)
根拠法令等		他の実施機関	他の官公庁 民間・私人

個人情報の目的外利用・提供			
目的外利用・提供の有無	目的外利用・提供の根拠(条例第5条第2項該当号)	根拠法令等	
実施機関内での利用	他の実施機関 他の官公庁	民間・私人	

備 考	

附則

この規則は、平成三十年一月一日から施行する。

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第百二十二号

長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定（昭和四十五年八月福岡県選挙管理委員会告示第二十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年十二月十九日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

一 病院 福岡市（中央区）の表中

浜の町病院	〃	〃	長浜三〇三〇一
福岡城南病院	〃	〃	薬院四丁目六番九号
国立病院九州医療センター	〃	〃	地行浜二丁目八番一号

を

一 病院 福岡市（城南区）の表中

浜の町病院	〃	〃	長浜三〇三〇一
国立病院九州医療センター	〃	〃	地行浜一〇八〇一

に改める。

医療法人社団江頭会さくら病院

〃 〃 片江四丁目一六番一五号

を

さくら病院

〃 〃 南片江六〇二〇三二二

に改める。

二 老人ホームの表中

特別養護老人ホームサンシャインセンター	〃	〃	干隈六〇一〇二〇
社会福祉法人福岡白百合会特別養護老人ホーム花畑ホーム	〃	〃	南区大字柏原七一五

を

特別養護老人ホームサンシャインセンター	〃	〃	干隈六〇一〇二〇
介護老人福祉施設高取	〃	〃	昭代二一四〇一
特別養護老人ホームさわらふれあいの里	〃	〃	早良一〇五〇三三
特別養護老人ホーム次郎丸の里	〃	〃	次郎丸四一七〇八
特別養護老人ホーム花畑ホーム	〃	〃	南区大字柏原七一五

に、

社会福祉法人援助会特別養護老人ホーム聖ヨゼフの園	〃	〃	青山二丁目一〇一
社会福祉法人善興会特別養護老人ホーム第二善興園	〃	〃	永犬丸南町二丁目三番二五号
特別養護老人ホーム倫尚園	〃	〃	馬場山東一丁目三番二五号

を

特別養護老人ホーム聖ヨゼフの園	〃	〃	青山二〇一〇一
特別養護老人ホーム倫尚園	〃	〃	馬場山東一〇三〇二二

に、

朝倉苑

朝倉苑

〃 筑前町原地蔵二二六―三

〃 筑前町野町二二六の三

に改める。

を